

生産性向上設備投資促進税制概要

(1)制度の目的

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、我が国経済の発展を図ること



そこで

- ①先端設備を導入した場合
- ②生産ラインやオペレーションを改善する設備を導入した場合

の二つに場合分けし、それぞれごとに税制上の恩典を付与する制度です。

(2)対象設備と要件

①先端設備導入

①対象設備

機械装置(全般)

工具

器具備品

建物(断熱窓などに限る)

建物付属設備

ソフトウェア

一定の
ものに
限る

②要件

- ・ **最新モデル**の製品であること
- ・ **生産性が年平均1%以上向上**する製品であること
- ・ **一定金額以上**の購入金額であること

②生産ライン・オペレーション改善設備導入

①対象設備

機会装置

工具

器具備品

建物

建物付属設備

構築物

ソフトウェア

種類に限定は
ありません

②要件

- ・ 投資計画における**投資利益率が年平均5%以上**の投資計画であること
- ・ **一定金額以上**の購入金額であること

先端設備導入の場合の要件充足方法

先端設備導入の場合

①最新モデル要件

②生産性向上要件

③最低取得価額要件



メーカーを通じて工業会にこれらの要件を充たしていることを確認します。



メーカーからの請求書から判断できます。

生産ライン・オペレーション改善設備 導入の場合の要件充足方法

生産ライン・オペレーション改善設備の場合

・投資利益率年平均5%以上

① 会社にて投資計画案を立案いただきます。

② 次に公認会計士・税理士による内容の確認を行います。

③ さらに経済産業局にも投資計画を持参し、確認を受ける必要があります。

※経済産業局の確認前に設備を購入してしまうと税務上の恩典がなくなります。

・最低取得価額要件

→請求書から判断することができます。

税制上の特典について

・特別償却

平成28年3月31日まで：全額即時償却(一気に経費に落とします)

平成29年3月31日まで：50%の特別償却(建物・構築物は25%)

・特別控除

平成28年3月31日まで：5%(建物・構築物は3%)

平成29年3月31日まで：4%(建物・構築物は2%)

法人税の20%
が上限です。